

3. 事業所の変更等の届出について

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、又は事業を廃止、休止しようとするときは、届出が必要です。届出が必要な事項が発生した場合は、すみやかに届出を行ってください。

変更届について

変更事由発生後10日以内に手続きをお願いします。

介護支援専門員（ケアマネジャー）の異動があった場合も届出が必要です。

事業所の廃止、休止、再開の届出

事業所を廃止または休止する場合、1か月前までに届け出てください。

休止していた事業所を再開した場合、再開後10日以内に届け出てください。

廃止・休止する場合は、利用者の必要なサービス提供が途切れないよう、他の事業所に引き継ぐための十分な準備期間を確保するなど、適切に対応してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

加算を新規で取得する場合や、変更する場合、届出が必要となります。算定に当たっては厚生労働大臣の定める基準に適合しているか十分にご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

加算の提出は、算定開始月の前月15日までをお願いします。

15日を超えて提出があった場合の加算の算定開始は、届出のあった月の2か月後からになります。

例：5月15日までに提出→6月1日から算定開始

5月20日に提出 →7月1日から算定開始

必要書類等は宝塚市ホームページに掲載しています。

「居宅介護支援事業所の変更・廃止・休止・再開の手続き」（ID番号 1025823）

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（居宅介護支援事業者用）」（ID番号 1025824）